

告 示

埼玉県告示第五百十四号

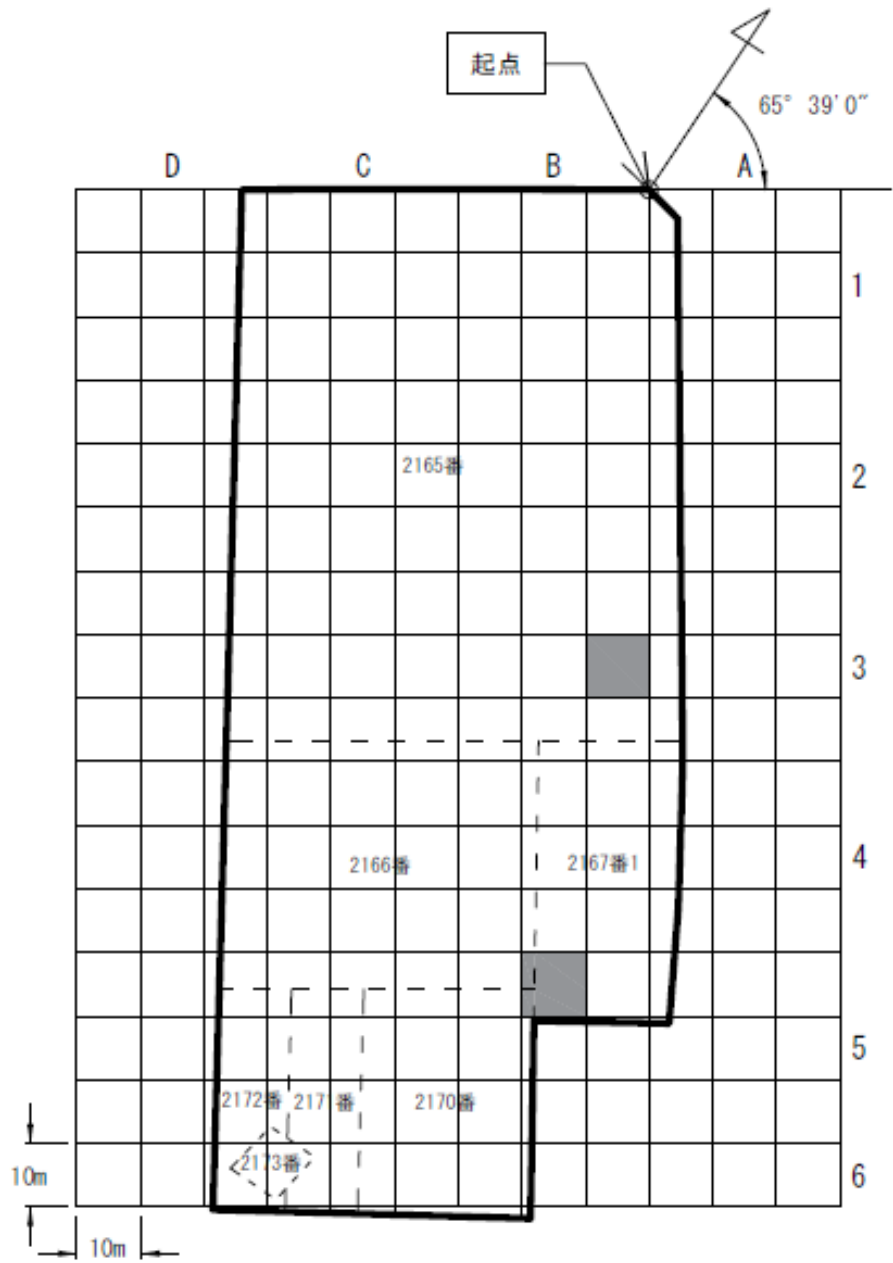
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年埼玉県告示第千二百十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和元年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市川岸三丁目二千百六十五番の一部、二千百六十六番の一部、二千百六十七番一の一部及び二千百七十番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点
 起点は埼玉県戸田市川岸三丁目2165番の最北端とする。

格子の回転角度 65° 39' 00"

- 形質変更時要届出区域 (解除区画)
- 敷地境界
- 地番境界

